

4.届出制手数料に掛かる手数料表	
サービスの種類及び内容	手数料の額
求人受理時の事務費用	1000円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 〔職業紹介サービス〕	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書などに記載されている額）の50％ （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が一年を超える場合は最大一年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の50％ 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談 助言サービス 〔職業紹介の付加サービス〕 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後一年間に支払われる賃金 （内定書・通知書などに記載されている額）の20％ 手数料負担者は 求人者 とします。